



令和 6 年 8 月 29 日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課
担当課長(環境影響評価・化学物質) 川瀬(972-2676)
課長補佐(有害化学物質対策) 水貝(972-2677)

土壌汚染の報告について

下記のとおり、「土壌汚染対策法」に基づき、土壌汚染の報告がありましたのでお知らせします。

記

1 報 告 者 有限会社丸輪不動産

2 報 告 日 令和 6 年 8 月 27 日

3 報告の概要

(1) 対 象 地 名 株式会社丸輪自動車整備旧自動車
テスター場

(2) 所 在 地 名古屋市港区十一屋二丁目 330 番 1

(3) 対象地の概要 更地(令和 5 年から現在まで)
旧事業所(昭和 50 年から令和 2 年まで)
980.45m²(工業地域)



この背景地図等データは、国土地理院ウェブサイトの地理院地図を一部編集して使用している。

(4) 汚 染 状 況

項目※1	汚染物質	基準超えの 濃度範囲	基準に対する 倍率	基準	超過区画数 ／調査区画数※2
土壌溶出量 調査	ひ 砒素及び その化合物	0.012～ 0.013 mg/L	1.2～1.3 倍	0.01 mg/L 以下	3/10

※1 土壌溶出量は土壌に含まれる汚染物質が地下水に溶け出す量を示します。

※2 調査対象地における平面図上で、試料採取によって評価した区画数を示します。

4 本市の対応

報告者に対し、適切な土壌汚染対策を実施するよう指導を行います。

「土壌汚染対策法」に基づく区域の指定を行い、その旨を公示する予定です。

<参 考>

基準を超過した物質の毒性について

【砒素^ひ及びその化合物】

急性毒性：70～200 mg の摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

＊70 mg は、今回の土壌溶出量の汚染物質濃度（0.013 mg/L）では、水 5.4 kL に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（IARC）は、砒素及び砒素化合物をグループ1（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「化学物質ファクトシート（環境省ウェブサイト）」
（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）